

平成31年3月8日（金）  
国土交通省関東地方整備局  
荒川上流河川事務所

記者発表資料

**荒川の不法占用物件を撤去しました。**

荒川上流河川事務所は、荒川における釣り台などの所有者不明の不法占用物件（河川法違反）について、下記のとおり簡易代執行（河川法第75条第3項）を実施し、撤去しましたのでお知らせいたします。

記

実施日：平成31年2月5日（火）から平成31年2月27日（水）まで  
（土日祝日を除く）

実施場所：埼玉県志木市宗岡地先

荒川右岸35.5km～35.6km付近の約100mの区間

荒川右岸36.0km～36.2km付近の約200mの区間

（別図のとおり）

撤去物件：釣り台15基 小屋3軒 釣り竿台1式 他

不法占用物件に対しては、河川管理上支障を来していることから、これまでも警告書の貼付や警告看板を設置するなどして所有者による自主是正を指導してきたところです。しかしながら、是正されない状態が続いていたことから、今回、不法占用が集中している箇所について、不法占用物件の撤去を実施しました。

今後、撤去物件の所有者が判明した場合は、撤去等に要した費用を請求します。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所

占用調整課長

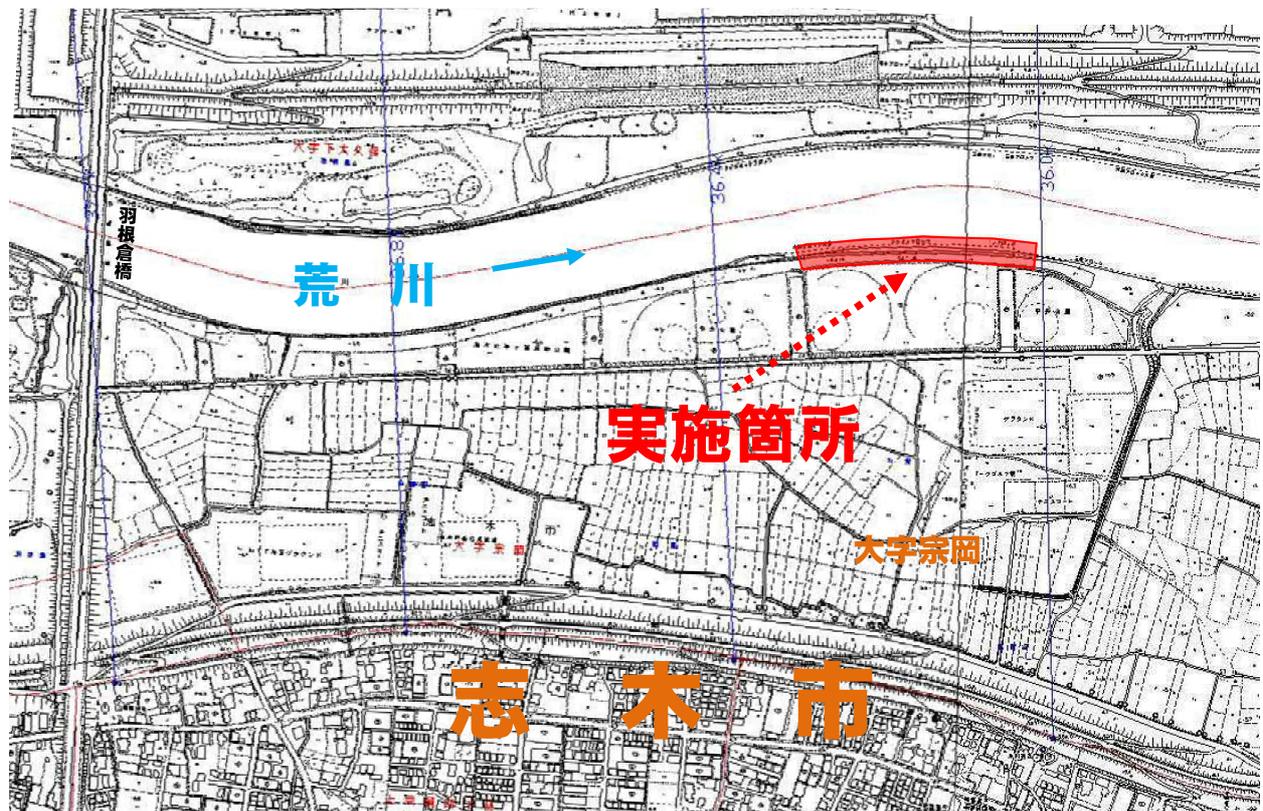
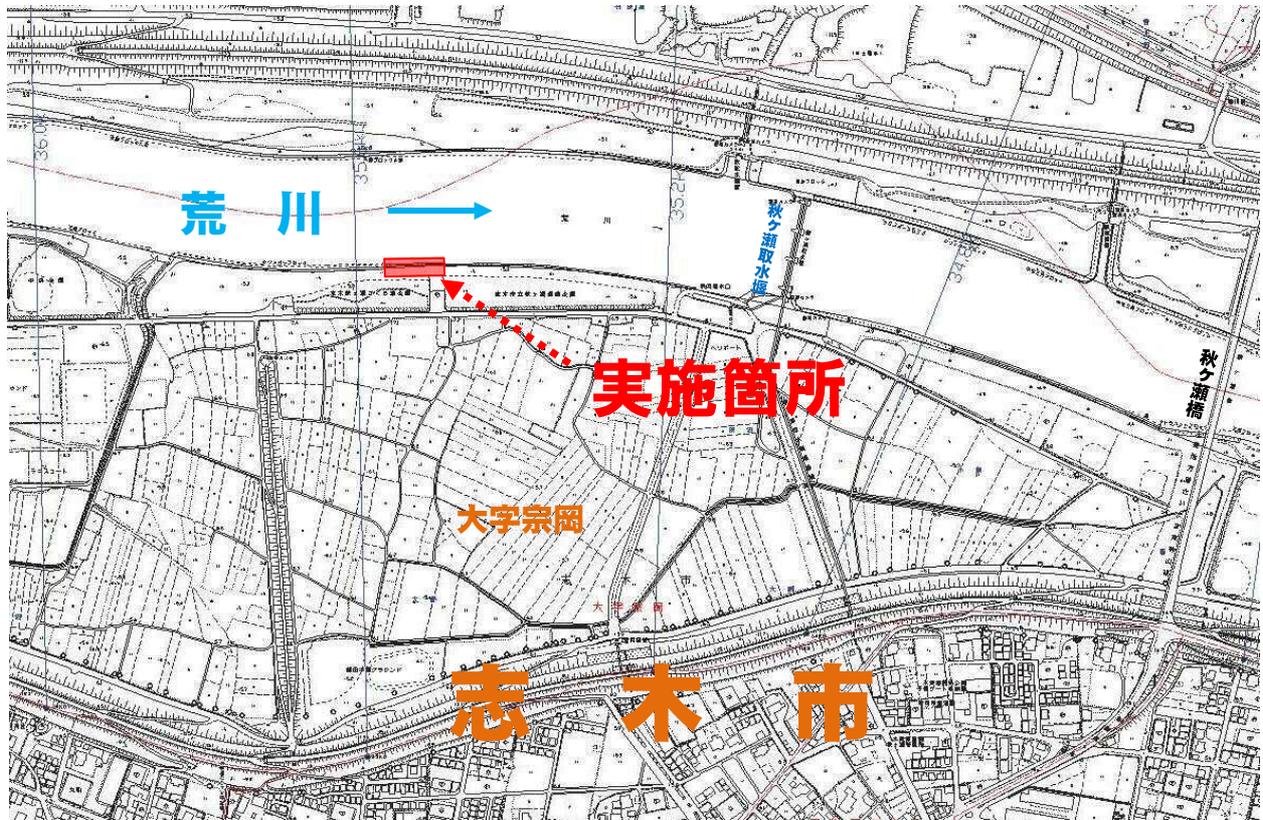
かんの としゆき  
神野 敏幸

保全対策官

いとう みつひろ  
伊藤 光博

TEL:049-246-6358（直通）

**【別図】**



## 《是正前》

撮影日：H31.1.29



## 《是正後》

撮影日：H31.2.26



## 《是正前》

撮影日：H31.1.29



## 《是正後》

撮影日：H31.2.26



## 《是正前》

撮影日：H31.1.29



## 《是正後》

撮影日：H31.2.7



## 《是正作業状況》

撮影日：H31.2.5



## 《是正作業状況》

撮影日：H31.2.8



## 《是正作業状況》

撮影日：H31.2.8



## 《是正作業状況》

撮影日：H31.2.8

